

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第91号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条中「第1章第4節第40に規定する」の右に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第12条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 本市の政策における法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標
- (4) 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画及び年度計画
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスク（法人の目的の達成を阻害する要因をいう。）並びにそれらの対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果と当該業務に要した資源とを対比させた情報
- (10) 予算と決算とを対比させた情報
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況に係る理事長による説明
- (13) 内部統制の運用に関する情報
- (14) 法人に関する基礎的な情報
- (15) その他事業に関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(産業観光局産業イノベーション推進室)